

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊名寄駐屯地
第342会計隊長 石渡 真宣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
2LX31KI00320	2MH81AL5474 0001						
品名 または 件名							
還水処理装置用フィルター							
部品番号 または 規格							
SF-8105							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
14.00	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊名寄駐屯地				業務隊管理科 高橋事務官689			
搬入場所				納 期 ま た は 工 期			
				令和5年3月31日(金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊名寄駐屯地 第342会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和4年12月14日(水)10時30分 第342会計隊 契約班

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 全省庁統一資格申請において、2項「競争参加資格」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者(資格審査結果通知書(写し)を入札時に提出)

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者。

カ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金：免除(但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約締結の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。)

イ 契約保証金：免除(但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。)

(3) 入札の無効

ア 第2項及び第7項(1)で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札に関する条項に違反した入札

ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

- エ 電報・電話・FAXによる入札
- オ 入札開始時刻に遅れた者による入札
- カ 官側の承認を得ていない同等品による入札
- キ 「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約に虚偽又は違反した場合
- ク 次の文面を記載していない入札書による入札
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」

(4) 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(5) その他

- ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- エ 入札に参加する者は、「単位対応表」を確認すること。

(6) 郵便入札

新型コロナウイルス感染対策のため、郵便入札とする。この際、封筒に「還水処理装置用フィルター 入札書」在中と明記し、資格審査結果通知書の写しを同封し、書留郵便(簡易書留可)にて令和4年12月13日(火)17時までに名寄駐屯地第342会計隊へ必着とする。

この際、必ず電話にて担当者に到着の確認を行うこと。（到着が双方確認できない場合があるので、必ず送付・到着の確認を行うこと。）但し、入札書を持参する場合は、令和4年12月13日(火)17時までに名寄駐屯地第342会計隊契約班担当者に手渡しすること。当日、業者立ち合いの入札は実施しない。

(7) 再度入札

再度の入札は別示する。

(8) 入札に関する事項の問合わせ先

陸上自衛隊名寄駐屯地第342会計隊 契約班（担当：中村）
TEL 01654-3-2137（内 304）
FAX 01654-3-2137（内 351切替）

(9) 公告掲示場所

- ア 掲示場所：名寄・旭川商工会議所、名寄・旭川各駐屯地会計隊
- イ 北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/nae/fin/>
- ウ 掲示期間：令和4年11月30日(水)～令和4年12月14日(水)

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合